

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 05 R4
提出年月日	令和3年7月1日

設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表について

本資料は、【濃縮個別 05 R3】の改訂版（R4）である。改訂内容は以下のとおり。

- 補足説明資料「設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表について」において、【濃縮個別 05】、【濃縮個別 11】、【濃縮個別 18】に3分割していた資料を本書に統合し、以降【濃縮個別 11】及び【濃縮個別 18】は欠番とする。
 - 「共通 04 設工認の申請計画の考え方」に基づき、変更事項を明確にするための記号を整理する。
- ※ 設備リストの変更点を赤字にて示す。

目 次

1. 概要・・ 1
2. 許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項の紐づけ・・・・・・・・ 1
3. 変更要件の明確化（設備リストでの取り扱い）・・・・・・・・・・・・ 1

添付 1 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

1. 概要

本資料は、第4回申請及び新型遠心機への更新等に係る申請の【設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理】における記載内容に関して、技術基準規則への適合要否の考え方、適合内容の既認可からの変更有無の考え方について説明するものである。

2. 許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項の紐づけ

- 「共通 04 設工認の申請計画の考え方」に基づき、許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項を比較し、同じ要求事項を紐づけし、さらに要求事項が直接紐づかないものについては、技術基準規則のどの条文に紐づくかを明確にする。
- 要求事項が直接紐づかないものについては、設備リスト上においてもその旨が明確になるよう注記を付す（例：閉じ込めの機能、放射線管理施設）。

3. 変更要件の明確化（設備リストでの取り扱い）

- 変更要件は、設工認申請設備と紐づけ、何が変更事項かを明確にする。具体的には、設備リストにおいて、設備ごとに、変更ありは“○”，変更なしは“△”，該当なしは“－”として示す。その際、複数の設備に関係する変更事項については、相互の関係がわかるようにし、共通事項として“□”で示すとともに、必要に応じて注記を付す（共通事項の例：津波、溢水等）。
- 外部衝撃等の建物に収納することで当該事象から防護する事項については、評価を行う建物に“○”，“△”の記号を付すとともに、防護対象設備に注記を付すことで防護対象設備を明確にする（例：風（台風）及び積雪、低温・凍結等）。
- 運用と一体となって適合性を担保する防護設計については、該当設備に注記を付すことで明確にする（例：竜巻、火山等）。
- 線量評価、内部火災影響評価、溢水影響評価等の共通事項については、評価対象設備が出揃う最終回次申請にて評価を申請することとし、第4回申請においては評価の方針を記載する。また、設備リストに注記を付すことでその旨を明確にする。
- 津波、航空機落下等の事業変更許可申請書における評価にて防護設計が不要であると判断された事項については、設備リストに注記を付すことでその旨を明確にする。
- 次回以降に申請する設備については、網掛けした上で全体申請計画の一部として記号を付し、今回申請の手続き対象ではないことを明確にする。
- 上記を踏まえた第4回申請、遠心機更新に係る申請の設備リスト（当該申請回次分に限る）を添付1に示す。

添付 1

設工認申請対象機器の技術基準への
適合性に係る整理

第 4 回申請分

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	核燃料物質の臨界防止		安全機能を有する施設の地盤		地震による損傷の防止			津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止													加工施設への人の不法な侵入等の防止				
														第四項	第五項	第五項	第六項	第六項	第六項	第七項	第八項													第九項					
														第四項第1項	第四項第2項	第四項第3項	第五項	第六項第1項	第六項第2項	第六項第3項	第七項	第八項第1項														第八項第2項	第八項第3項	第九項	
単一ユニット	複数ユニット	臨界警報設備	地盤	耐震	耐震重要施設	耐震重要施設	津波	風(台風)及び積雪	低温・凍結	高温	降水	生物学的事象	竜巻	外部火災(森林火災)	落雷	火山	外部火災	電磁的障害	化学物質の放出	航空機落下	不法侵入・不正アクセス																		
5	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)	主要配管(RE-2A)	2号カスケード棟 2号発回均質棟	—	式	4	既設	非安重	—	1G		△	△	—	*1	○	—	—	—	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	—	○ *5	○ *3,4	—	○ *5	○ *3,4	—	—	—	—	—	—		
7	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)	■ (製品濃縮度)	2号発回均質棟	2	圧力計	台	4	既設	非安重	—	第3類	—	—	—	*1	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)	■ (製品濃縮度)	2号発回均質棟	2	差圧計	台	4	既設	非安重	—	第3類	—	—	—	*1	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)	■ (製品濃縮度)	2号発回均質棟	2		台	4	改造	非安重	—	第3類	—	—	—	*1	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)	製品濃縮度測定装置	2号発回均質棟	2		台	4	既設	非安重	—	第3類	—	—	—	*1	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)	地震計	中央操作棟	6	(水平)	台	4	新設	非安重	—	第3類	—	—	—	*1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)		中央操作棟	6	(鉛直)	台	4	新設	非安重	—	第3類	—	—	—	*1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)	圧力・流量及び濃縮度測定装置による濃縮度管理のインターロック(主要配管(RE-2A))	—	—	式	4	改造	非安重	—	第3類	主要配管(RE-2A)に係るインターロック 検出器 ■ (製品濃縮度)(番号7,8) ■ (製品濃縮度)(番号9) ・製品濃縮度測定装置(番号10)	○	—	—	*1	△	—	—	—	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	—	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	—	—	—	—	—	—	—
14	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)	地震発生時のカスケード排気のインターロック(主要配管(RE-2A))	—	4	組	4	新設	非安重	—	第3類	主要配管(RE-2A)に係るインターロック 検出器・地震計(番号11,12)※ ※当該検出器については、番号23,33等のインターロックと共用	—	—	—	*1	○	—	—	—	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	—	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	—	—	—	—	—	—	—
15	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系(共通)	2A製品プースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	撤去	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
16	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	2号発生槽	2号発回均質棟	7	基	4	既設	非安重	—	1G		—	—	—	*1	○	—	—	—	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	—	○ *3,4,6	○ *3,4	—	○ *3	○ *3	—	—	—	—	—	—	—	—
17	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	2号圧力調整槽	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	—	1G		—	—	—	*1	○	—	—	—	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	—	○ *3,4,6	○ *3,4	—	○ *3	○ *3	—	—	—	—	—	—	—	—
18	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	主要配管(発生・供給系)	2号発回均質棟	—	式	4	既設	非安重	—	1G		—	—	—	*1	○	—	—	—	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	—	○ *3,4	○ *3,4	—	○ *3	○ *3	—	—	—	—	—	—	—	—
19	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	原料シリンダ出口圧力計	2号発回均質棟	7	台	4	既設	非安重	—	第3類		—	—	—	*1	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	発生槽内温度計	2号発回均質棟	7	台	4	既設	非安重	—	第3類		—	—	—	*1	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	温水ユニット温度計	2号発回均質棟	2	台	4	改造	非安重	—	第3類		—	—	—	*1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	外部からの衝撃による損傷の防止																			加工施設への人の不法な侵入等の防止				
														核燃料物質の臨界防止			安全機能を有する施設の地震		地震による損傷の防止			津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止											第八条第2項	第八条第3項	第九条	
														第四条第1項	第四条第2項	第四条第3項	第五条	第六条第1項	第六条第2項	第六条第3項	第七条	第八条第1項															
単一ユニット	複数ユニット	臨界警報設備	地震	耐震	耐震重要施設	耐震重要施設	津波	風(台風)及び積雪	低温・凍結	高温	降水	生物学的現象	竜巻	外部火災(森林火災)	落雷	火山	外部火災	電磁的障害	化学物質の放出	航空機落下	不法侵入・不正アクセス																
22	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号発生槽)	-	7	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号発生槽に係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ出口圧力計 (番号19) ・発生槽内温度計 (番号20)	-	-	-	*1	△	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-			
23	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号発生槽)	-	4	組	4	新設	非安重	-	第3類	2号発生槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 33等のインターロックと共用	-	-	-	*1	○	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-			
24	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	温水ユニット温度高高による加熱停止のインターロック (2号発生槽)	-	2	式	4	改造	非安重	-	第3類	2号発生槽に係るインターロック 検出器 ・温水ユニット温度計 (番号21)	-	-	-	*1	○	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-			
25	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	2号製品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	1G		△	△	-	*1	○	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	○ *3, 4, 6	○ *3, 4	-	○ *3	○ *3	-	-	-	-			
26	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	2号製品回収槽	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	1G		-	△	-	*1	○	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	○ *3, 4, 6	○ *3, 4	-	○ *3	○ *3	-	-	-	-			
27	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	主要配管 (製品系)	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		△	△	-	*1	○	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	○ *3, 4	○ *3, 4	-	○ *3	○ *3	-	-	-	-			
28	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	製品コールドトラップ入口圧力計	2号発回均質棟	4	台	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
29	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	製品コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	4	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
30	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	製品ガス移送ヘッダ圧力計	2号発回均質棟	2	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
31	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	製品回収槽シリンダ重量計	2号発回均質棟	4	台	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
32	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号製品コールドトラップ)	-	4	式	4	改造	非安重	-	第3類	2号製品コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・製品コールドトラップ入口圧力計 (番号28) ・製品コールドトラップ内温度計 (番号29)	-	-	-	*1	△	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-			
33	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号製品コールドトラップ)	-	4	組	4	新設	非安重	-	第3類	2号製品コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	-	*1	○	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-			

※第十六条～第二十五条への適合については次項に示す。

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	閉じ込めの機能*10							火災等による損傷の防止							加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設				材料及び構造			
														第十条第一号	第十条第二号	第十条第三号	第十条第四号	第十条第五号	第十条第六号	第十条第七号	第十一条第一項	第十一条第二項	第十一条第三項	第十一条第四項	第十一条第五項	第十一条第六項	第十一条第七項			第十二条	第十三条	第十四条第一項	第十四条第二項	第十四条第三項	第十四条第四項	第十五条第一項	第十五条第二項
														逆流防止	漏えい拡大防止	フールド開口部風速維持	負圧維持	液体漏えい防止(床・壁)	液体漏えい防止(煙)	排水路	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	不燃性・難燃性等	水素設備接地	水素滞留防止	熱的制限値	爆発防止			溢水	安全避難通路・照明等	環境条件	試験検査・保守修理	内部飛散物	共用	強度	耐圧・漏えい試験
22	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号発生槽)	-	7	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号発生槽に係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ出口圧力計 (番号19) ・発生槽内温度計 (番号20)	《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-				
23	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号発生槽)	-	4	組	4	新設	非安重	-	第3類	2号発生槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 33等のインターロックと共用	《○》 *10	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
24	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	発生・供給系	温水ユニット温度高高による加熱停止のインターロック (2号発生槽)	-	2	式	4	改造	非安重	-	第3類	2号発生槽に係るインターロック 検出器 ・温水ユニット温度計 (番号21)	《○》 *10	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-				
25	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	2号製品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△				
26	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	2号製品回収槽	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
27	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	主要配管 (製品系)	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△				
28	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	製品コールドトラップ入口圧力計	2号発回均質棟	4	台	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
29	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	製品コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	4	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
30	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	製品ガス移送ヘッダ圧力計	2号発回均質棟	2	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
31	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	製品回収槽シリンダ重量計	2号発回均質棟	4	台	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
32	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号製品コールドトラップ)	-	4	式	4	改造	非安重	-	第3類	2号製品コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・製品コールドトラップ入口圧力計 (番号28) ・製品コールドトラップ内温度計 (番号29)	《○》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
33	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	製品系	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号製品コールドトラップ)	-	4	組	4	新設	非安重	-	第3類	2号製品コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 33等のインターロックと共用	《○》 *10	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	外部からの衝撃による損傷の防止																加工施設への人の不法な侵入等の防止				
														核燃料物質の臨界防止				地震による損傷の防止			津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止												
														第四条第1項	第四条第2項	第四条第3項	第五条	第六条第1項	第六条第2項	第六条第3項	第七条	第八条第1項										第八条第2項	第八条第3項	第九条
単一ユニット	複数ユニット	臨界警報設備	地盤	耐震	耐震重要施設	耐震重要施設	津波	風(台風)及び積雪	低温・凍結	高温	降水	生物学的事象	竜巻	外部火災(森林火災)	落雷	火山	外部火災	電磁的障害	化学物質の放出	航空機落下	不法侵入・不正アクセス													
47	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	腐品系	腐品回収槽回収停止による特機回収開始インターロック (2号腐品回収槽)	-	3	式	4	改造	非安重	-	第3類	2号腐品回収槽に係るインターロック 検出器・2号腐品回収槽(番号37)	-	-	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	*22	*22	○*20	*22	*22	○	-	-	-		
48	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	2号捕集排気系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	1G		△	△	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	○*3,4,6	○*3,4	-	○*3	○*3	-	-	-
49	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	2号捕集排気系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	-	-	-	-	-	-	-	
50	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	2号捕集排気系ロータリポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	-	-	-	-	-	-	-	
51	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	主要配管 (捕集排気系)	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		△	△	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	○*3,4	○*3,4	-	○*3	○*3	-	-	-
52	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号捕集排気系ロータリポンプ)	-	2	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号捕集排気系ロータリポンプに係るインターロック 検出器・2号捕集排気系ロータリポンプ(番号50)	-	-	-	*1	△	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	*22	*22	○*20	*22	*22	○	-	-
53	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系プースタポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	-	1G		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	○*3,4,6	○*3,4	-	○*3	○*3	-	-	-
54	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	○*3,4,6	○*3,4	-	○*3	○*3	-	-	-
55	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	-	-	-	-	-	-	-	
56	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	-	-	-	-	-	-	-	
57	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	主要配管 (カスケード排気系 (CS系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	○*3,4	○*3,4	-	○*3	○*3	-	-	-
58	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系))	-	1	式	4	既設	非安重	-	第3類	2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系)に係るインターロック 検出器・2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系) (番号56)	-	-	-	*1	△	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	*22	*22	○*20	*22	*22	○	-	-
59	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系プースタポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	-	1G		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	○*3,4,6	○*3,4	-	○*3	○*3	-	-	-
60	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	○*3,4,6	○*3,4	-	○*3	○*3	-	-	-
61	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	-	-	-	-	-	-	-	
62	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	-	-	-	-	-	-	-	
63	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	主要配管 (カスケード排気系 (CB系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	*1	○	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	○*3,4	○*3,4	-	○*3	○*3	-	-	-
64	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系))	-	1	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系)に係るインターロック 検出器・2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系) (番号62)	-	-	-	*1	△	-	-	-	○*3	○*3	○*3	○*3	-	*22	*22	○*20	*22	*22	○	-	-

※第十六条～第二十五条への適合については次項に示す。

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	閉じ込めの機能*10										火災等による損傷の防止							加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設				材料及び構造	
														第十条第一号	第十条第二号	第十条第三号	第十条第四号	第十条第五号	第十条第六号	第十条第七号	第十一条第一項	第十一条第二項	第十一条第三項	第十一条第四項	第十一条第五項	第十一条第六項	第十一条第七項	第十二条	第十三条	第十四条第一項			第十四条第二項	第十四条第三項	第十四条第四項	第十五条第一項	第十五条第二項	
														逆流防止	漏えい拡大防止	フールド開口部風速維持	負圧維持	液体漏えい防止(床・壁)	液体漏えい防止(煙)	排水路	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	不燃性・難燃性等	水素設備接地	水素滞留防止	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路・照明等	環境条件			試験検査・保守修理	内部飛散物	共用	強度	耐圧・漏えい試験	
47	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	腐品系	腐品回収槽回収停止による特機槽回収開始インターロック (2号腐品回収槽)	-	3	式	4	改造	非安重	-	第3類	2号腐品回収槽に係るインターロック 検出器 ・2号腐品回収槽(番号37)	《○》 *10	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-		
48	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	2号捕集排気系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	△	△				
49	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	2号捕集排気系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-				
50	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	2号捕集排気系ロータリポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-				
51	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	主要配管 (捕集排気系)	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△					
52	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号捕集排気系ロータリポンプ)	-	2	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号捕集排気系ロータリポンプに係る インターロック 検出器 ・2号捕集排気系ロータリポンプ(番号50)	《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					
53	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ブースタポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	-	1G		《○》 *10	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○					
54	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△					
55	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					
56	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-					
57	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	主要配管 (カスケード排気系 (CS系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△					
58	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系))	-	1	式	4	既設	非安重	-	第3類	2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系)に係るインターロック 検出器 ・2Aカスケード排気系ロータリポン プ(CS系) (番号56)	《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					
59	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ブースタポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	-	1G		《○》 *10	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○					
60	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△					
61	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					
62	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-					
63	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	主要配管 (カスケード排気系 (CB系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△					
64	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系))	-	1	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系)に係るインターロック 検出器 ・2号カスケード排気系ロータリポン プ(CB系) (番号62)	《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	搬送設備		核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等		放射線管理施設			廃棄施設					核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽		換気設備		非常用電源設備		通信連絡設備			
														第十六条第一号	第十六条第二号		第十七条	第十八条第一項	第十八条第二項	第十九条第一号	第十九条第二号	第十九条第三号	第二十条第一号	第二十条第二号	第二十条第三号	第二十条第四号		第二十条第五号	第二十一条	第二十二条第一項	第二十二条第二項	第二十三条第一号	第二十三条第二号	第二十三条第三号	第二十四条第一項	第二十四条第二項	第二十五条第一項
47	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	腐品系	腐品回収槽回収停止による特機回収開始インターロック (2号腐品回収槽)	-	3	式	4	改造	非安重	-	第3類	2号腐品回収槽に係るインターロック検出器・2号腐品回収槽(番号37)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
48	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	2号捕集排気系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
49	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	2号捕集排気系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	2号捕集排気系ロータリポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	主要配管 (捕集排気系)	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	捕集排気系	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号捕集排気系ロータリポンプ)	-	2	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号捕集排気系ロータリポンプに係るインターロック検出器・2号捕集排気系ロータリポンプ(番号50)	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
53	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ブースタポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	-	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃) (CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	主要配管 (カスケード排気系 (CS系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CS系)	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系))	-	1	式	4	既設	非安重	-	第3類	2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系) に係るインターロック検出器・2Aカスケード排気系ロータリポンプ (CS系) (番号56)	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
59	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ブースタポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	-	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	主要配管 (カスケード排気系 (CB系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	カスケード排気系 (CB系)	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系))	-	1	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系) に係るインターロック検出器・2号カスケード排気系ロータリポンプ (CB系) (番号62)	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	核燃料物質の臨界防止		安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止			津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止														加工施設への人の不法な侵入等の防止	
														第四項	第五項		第六項	第七項	第八項														第九項			
																			第一項		第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一项	第十二項	第十三項		第十四項		第十五項
65	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系コールドトラップ	2号発回均質棟	3	基	4	既設	非安重	-	1G		△	△	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	○ *3,4,6	○ *3,4	-	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-
66	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系ブースポンプ	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	1G		△	△	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	○ *3,4,6	○ *3,4	-	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-
67	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	1G		△	△	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	○ *3,4,6	○ *3,4	-	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-
68	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃)	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	主要配管 (一般バージ系 (原料回収系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	○ *3,4	○ *3,4	-	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-
71	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	主要配管 (一般バージ系 (バージ系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		-	-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	○ *3,4	○ *3,4	-	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-
72	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系コールドトラップ入口圧力計	2号発回均質棟	3	台	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
73	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	3	台	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
74	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号一般バージ系コールドトラップ)	-	3	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号一般バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・2号一般バージ系コールドトラップ入口圧力計 (番号72) ・2号一般バージ系コールドトラップ内温度計 (番号73)	-	-	-	*1	△	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-	-
75	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号一般バージ系コールドトラップ)	-	4	組	4	新設	非安重	-	第3類	2号一般バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-	-
77	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号一般バージ系ロータリポンプ)	-	4	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号一般バージ系ロータリポンプに係るインターロック 検出器 2号一般バージ系ロータリポンプ (番号69)	-	-	-	*1	△	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-	-
78	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	(各系統共通)	カバー、シート	2号発回均質棟	-	式	4	新設	非安重	-	-		-	-	-	*1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
174	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	1AB中間室系送風機	1号カスケード棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-
175	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	1CD中間室系送風機	1号カスケード棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-
176	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	1号中間室系排風機	中央操作棟	3 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	*1	△	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-

※第十六条～第二十五条への適合については次項に示す。

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	閉じ込めの機能*10										火災等による損傷の防止							加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設				材料及び構造	
														第十條第一号	第十條第二号	第十條第三号	第十條第四号	第十條第五号	第十條第六号	第十條第七号	第十一條第一号	第十一條第二号	第十一條第三号	第十一條第四号	第十一條第五号	第十一條第六号	第十一條第七号	第十二條	第十三條	第十四條第一号			第十四條第二号	第十四條第三号	第十四條第四号	第十五條第一号	第十五條第二号	
														逆流防止	漏えい拡大防止	フールド開口部風速維持	負圧維持	液体漏えい防止(床・壁)	液体漏えい防止(煙)	排水路	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	不燃性・難燃性等	水素設備接地	水素滞留防止	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路・照明等	環境条件			試験検査・保守修理	内部飛散物	共用	強度	耐圧・漏えい試験	
65	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系コールドトラップ	2号発回均質棟	3	基	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△					
66	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系ブーストポンプ	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	△	△						
67	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	1G		《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△						
68	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃)	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
69	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-						
70	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	主要配管 (一般バージ系 (原料回収系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		△	《△》 *10				-	-	△	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△						
71	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	主要配管 (一般バージ系(バージ系))	2号発回均質棟	-	式	4	既設	非安重	-	1G		△	《△》 *10				-	-	△	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△						
72	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系コールドトラップ入口圧力計	2号発回均質棟	3	台	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
73	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	2号一般バージ系コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	3	台	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
74	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号一般バージ系コールドトラップ)	-	3	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号一般バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・2号一般バージ系コールドトラップ入口圧力計 (番号72) ・2号一般バージ系コールドトラップ内温度計 (番号73)	《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
75	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号一般バージ系コールドトラップ)	-	4	組	4	新設	非安重	-	第3類	2号一般バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	《○》 *10	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
77	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	一般バージ系	ロータリポンプ停止に伴う入口弁開のインターロック (2号一般バージ系ロータリポンプ)	-	4	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号一般バージ系ロータリポンプに係るインターロック 検出器 2号一般バージ系ロータリポンプ (番号69)	《△》 *10	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
78	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	(各系統共通)	カバー、シート	2号発回均質棟	-	式	4	新設	非安重	-	-		-	《○》 *9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
174	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	1AB中間室系送風機	1号カスケード棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-						
175	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	1CD中間室系送風機	1号カスケード棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-						
176	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	1号中間室系排風機	中央操作棟	3 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-						

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	閉じ込めの機能*10										火災等による損傷の防止							加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設					材料及び構造	
														第十条第一号	第十条第二号	第十条第三号	第十条第四号	第十条第五号	第十条第六号	第十条第七号	第十一条第一項	第十一条第二項	第十一条第三項	第十一条第四項	第十一条第五項	第十一条第六項	第十一条第七項	第十二条	第十三条	第十四条第一項			第十四条第二項	第十四条第三項	第十四条第四項	第十五条第一項	第十五条第二項		
														逆流防止	漏えい拡大防止	フールド開口部風速維持	負圧維持	液体漏えい防止(床・壁)	液体漏えい防止(煙)	排水路	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	不燃性・難燃性等	水素設備接地	水素滞留防止	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路・照明等	環境条件			試験検査・保守修理	内部飛散物	共用	強度	耐圧・漏えい試験		
177	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	1号中間室系排気フィルタユニット	中央操作棟	12 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-					
178	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	1号給気ダクト	1号カスケード棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					
179	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	1号排気ダクト	中央操作棟 1号カスケード棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					
180	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	負圧計(第1種管理区域)	1号カスケード棟	5	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					
181	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号中間室系	第1種管理区域の排気機能維持(1号中間室系排風機)	-	-	式	4	既設	非安重	-	第3類	1号中間室系排風機に係るインターロック 検出器 ・1号中間室系排風機(番号176)	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
182	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	1号発生回収室系送風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-				
183	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	1号発生回収室系選気送風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-				
184	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	管理廃水処理室送風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-				
185	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	1号発生回収室系排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-					
186	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	1号発生回収室系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-					
187	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	1号発生回収室系選気フィルタユニット	中央操作棟	16 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-				
188	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	1号給気ダクト	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-				
189	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	1号選気ダクト	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-				
190	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	1号排気ダクト	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-				
191	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	負圧計(第1種管理区域)	1号発回均質棟 中央操作棟	7	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-				
192	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号発生回収室系	第1種管理区域の排気機能維持(1号発生回収室系排風機)	-	-	式	4	既設	非安重	-	第3類	1号発生回収室系排風機に係るインターロック 検出器 ・1号発生回収室系排風機(番号185)	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-				
193	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系送風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-				
194	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系選気送風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-			
195	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	分析室送風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-			

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	核燃料物質の臨界防止		安全機能を有する施設の地盤		地震による損傷の防止			津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止													加工施設への人の不法な侵入等の防止	
														第四項	第五項	第五項	第六項	第六項	第六項	第七項	第八項													第九項		
														単一ユニット	複数ユニット	臨界警報設備	地盤	耐震	耐震重要施設	耐震重要施設	津波	風(台風)及び積雪	低温・凍結	高温	降水	生物学的事象	竜巻	外部火災(森林火災)	落雷	火山	外部火災	電磁的障害	化学物質の放出	航空機落下		不法侵入・不正アクセス
196	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-	-
197	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	14 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
198	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第2類		-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
199	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号給気ダクト	1号発回均質棟中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	*1	○	-	-	-	-	-	-	-	○ *19	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-
200	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号選気ダクト	1号発回均質棟中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1,2類		-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-	
201	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号排気ダクト	1号発回均質棟中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1,2類		-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-	
202	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	負圧計(第1種管理区域)	1号発回均質棟中央操作棟	8	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	*1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
203	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	第1種管理区域の排気機能維持(1号均質室系排風機)	-	-	式	4	既設	非安重	-	第3類	1号均質室系排風機に係るインターロック 検出器・1号均質室系排風機(番号196)	-	-	*1	△	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-	-	
204	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号発回均質棟系送風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	*1	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-	
205	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号発回均質棟系排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-	
206	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号発回均質棟系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
207	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号給気ダクト	中央操作棟 渡り廊下	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	*1	○	-	-	-	-	-	-	-	○ *19	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-	
208	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号排気ダクト	2号発回均質棟 渡り廊下 中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1,2類		-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-	
209	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	負圧計(第1種管理区域)	2号発回均質棟	8	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	*1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
210	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	第1種管理区域の排気機能維持(2号発回均質棟系排風機)	-	-	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号発回均質棟系排風機に係るインターロック 検出器・2号発回均質棟系排風機(番号205)	-	-	*1	△	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	*22	*22	○ *20	*22	*22	○	-	-	-	-	
211	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	*1	△	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-	
212	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	*1	△	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
213	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排気装置	中央操作棟	1	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	*1	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
214	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排気ダクト	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	*1	○	-	-	-	○ *3	○ *3	○ *3	○ *3	-	-	*4	-	*4	*4	-	-	-	-	-	

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	閉じ込めの機能*10										火災等による損傷の防止							加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設					材料及び構造	
														第十条第一号	第十条第二号	第十条第三号	第十条第四号	第十条第五号	第十条第六号	第十条第七号	第十一条第一項	第十一条第二項	第十一条第三項	第十一条第四項	第十一条第五項	第十一条第六項	第十一条第七項	第十二条	第十三条	第十四条第一項			第十四条第二項	第十四条第三項	第十四条第四項	第十五条第一項	第十五条第二項		
														逆流防止	漏えい拡大防止	フールド開口部風速維持	負圧維持	液体漏えい防止(床・壁)	液体漏えい防止(煙)	排水路	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	不燃性・難燃性等	水素設備接地	水素滞留防止	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路・照明等	環境条件			試験検査・保守修理	内部飛散物	共用	強度	耐圧・漏えい試験		
196	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-					
197	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	14 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-						
198	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
199	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号給気ダクト	1号発回均質棟中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
200	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号選気ダクト	1号発回均質棟中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1,2類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
201	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号排気ダクト	1号発回均質棟中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1,2類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
202	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	負圧計(第1種管理区域)	1号発回均質棟中央操作棟	8	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
203	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	第1種管理区域の排気機能維持(1号均質室系排風機)	-	-	式	4	既設	非安重	-	第3類	1号均質室系排風機に係るインターロック 検出器 ・1号均質室系排風機(番号196)	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
204	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号発回均質棟系送風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-						
205	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号発回均質棟系排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-						
206	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号発回均質棟系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-						
207	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号給気ダクト	中央操作棟 渡り廊下	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
208	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号排気ダクト	2号発回均質棟 渡り廊下 中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1,2類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
209	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	負圧計(第1種管理区域)	2号発回均質棟	8	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
210	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	第1種管理区域の排気機能維持(2号発回均質棟系排風機)	-	-	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号発回均質棟系排風機に係るインターロック 検出器 ・2号発回均質棟系排風機(番号205)	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
211	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-						
212	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
213	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排気装置	中央操作棟	1	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						
214	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排気ダクト	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-						

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	搬送設備		核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等		放射線管理施設			廃棄施設					核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽		換気設備			非常用電源設備		通信連絡設備			
														第十六条第一号	第十六条第二号		第十七条	第十八条第一号	第十八条第二号	第十九条第一号	第十九条第二号	第十九条第三号	第二十条第一号	第二十条第二号	第二十条第三号	第二十条第四号		第二十条第五号	第二十一条	第二十二条第一号	第二十二条第二号	第二十三条第一号	第二十三条第二号	第二十三条第三号	第二十四条第一号	第二十四条第二号	第二十五条第一号	第二十五条第二号
196	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	△	-	-	-	-	-	-
197	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	14 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	△	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-		
198	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号均質室系選気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	△	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-		
199	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号給気ダクト	1号発回均質棟 中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
200	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号選気ダクト	1号発回均質棟 中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1,2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	
201	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	1号排気ダクト	1号発回均質棟 中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1,2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	
202	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	負圧計 (第1種管理区域)	1号発回均質棟 中央操作棟	8	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
203	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号均質室系	第1種管理区域の排気機能維持 (1号均質室系排風機)	-	-	式	4	既設	非安重	-	第3類	1号均質室系排風機に係るインターロック 検出器 ・1号均質室系排風機 (番号196)	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
204	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号発回均質棟系送風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
205	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号発回均質棟系排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	△	-	-	-	-	-	
206	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号発回均質棟系排気フィルタユニット	中央操作棟	13 (内予備1)	基	4	改造	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	
207	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号給気ダクト	中央操作棟 渡り廊下	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
208	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	2号排気ダクト	2号発回均質棟 渡り廊下 中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1,2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	
209	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	負圧計 (第1種管理区域)	2号発回均質棟	8	台	4	改造	非安重	-	第3類		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
210	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質棟系	第1種管理区域の排気機能維持 (2号発回均質棟系排風機)	-	-	式	4	既設	非安重	-	第3類	2号発回均質棟系排風機に係るインターロック 検出器 ・2号発回均質棟系排風機 (番号205)	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
211	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
212	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	△	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	
213	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排気装置	中央操作棟	1	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
214	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	1号局所排気系	1号局所排気ダクト	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	閉じ込めの機能*10										火災等による損傷の防止							加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設				材料及び構造	
														第十条第一号	第十条第二号	第十条第三号	第十条第四号	第十条第五号	第十条第六号	第十条第七号	第十一条第一項	第十一条第二項	第十一条第三項	第十一条第四項	第十一条第五項	第十一条第六項	第十一条第七項	第十二条	第十三条	第十四条第一項			第十四条第二項	第十四条第三項	第十四条第四項	第十五条第一項	第十五条第二項	
														逆流防止	漏えい拡大防止	フールド開口部風速維持	負圧維持	液体漏えい防止(床・壁)	液体漏えい防止(煙)	排水路	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	不燃性・難燃性等	水素設備接地	水素滞留防止	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路・照明等	環境条件			試験検査・保守修理	内部飛散物	共用	強度	耐圧・漏えい試験	
215	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気系	2号局所排風機	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-		
216	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気系	2号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-			
217	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	2号局所排気系	2号局所排気ダクト	2号発回均質棟 渡り廊下 中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	第1類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-			
286	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	排気用HFモニタA	中央操作棟	1	台	4	改造	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
287	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	排気用HFモニタB	中央操作棟	1	台	4	改造	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
288	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	発生回収室換気用モニタ	1号発回均質棟	1	台	4	改造	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
289	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	均質室換気用モニタ	1号発回均質棟	1	台	4	改造	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
290	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	エアスニッファ	ウラン濃縮建屋	-	式	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
291	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	サーベイメータ	-	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
292	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	積算線量計(屋内用)	-	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
293	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	積算線量計(屋外用)	-	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-			
294	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	ダストサンプラ(屋内用)	-	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
295	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	ダストサンプラ(屋外用)	-	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
296	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	可搬式HF検知警報装置	-	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-			
300	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	モニタリングポスト	周辺監視区域境界付近	3	台	4	既設	非安重	-	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-			
301	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	放射能測定装置	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-			
302	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	個人線量計	-	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-			
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	ゲート	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-			
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	退出モニタ	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-			
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	シャワー	中央操作棟	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-			
306	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	放射線防護具類	-	-	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-			

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	備考	搬送設備		核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等		放射線管理施設			廃棄施設					核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽		換気設備		非常用電源設備		通信連絡設備			
														第十六条第一号	第十六条第二号		第十七条	第十八条第一号	第十八条第二号	第十九条第一号	第十九条第二号	第十九条第三号	第二十条第一号	第二十条第二号	第二十条第三号	第二十条第四号		第二十条第五号	第二十一条	第二十二条第一号	第二十二条第二号	第二十三条第一号	第二十三条第二号	第二十三条第三号	第二十四条第一号	第二十四条第二号	第二十五条第一号
307	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	気象観測機器	屋外	1	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	《△》 *16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
308	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	放射能観測車	-	1	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	《△》 *16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
309	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	-	臨界警報装置（γ線検出器）	2号免回均質棟	1	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	*23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
313	その他の加工施設	非常用設備	-	消火器	工場各所	1	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
314	その他の加工施設	非常用設備	-	消火設備	工場各所	1	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
315	その他の加工施設	非常用設備	-	屋外消火栓設備	屋外	1	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
317	その他の加工施設	非常用設備	-	火災防護板	2号免回均質棟 1号免回均質棟	1	式	4	新設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
318	その他の加工施設	非常用設備	-	防火水槽	屋外	1	式	4	既設	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
323	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	1号無停電電源装置 (A-1, A-2, B-1, B-2)	中央操作棟	4	台	4	既設	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-
324	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	2号無停電電源装置 (A-1, A-2)	中央操作棟	2	台	4	改造	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
325	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	2号無停電電源装置 (B-1, B-2)	中央操作棟	2	台	4	改造	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
326	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	2号無停電電源装置 (C-1, C-2)	中央操作棟	2	台	4	新設	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
327	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	直流電源設備 (直流110V蓄電池盤)	中央操作棟	2	台	4	改造	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
328	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	直流電源設備 (直流110V充電器盤)	中央操作棟	3	台	4	改造	非安重	-	第2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
329	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	1号直流電源設備 (蓄電池盤)	中央操作棟	2	台	4	撤去	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
330	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	1号直流電源設備 (充電器盤)	中央操作棟	2	台	4	撤去	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
331	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	2号直流電源設備 (蓄電池盤)	中央操作棟	2	台	4	撤去	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
332	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	2号直流電源設備 (充電器盤)	中央操作棟	2	台	4	撤去	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
333	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源系	直流電源設備 (充電器盤)	中央操作棟	2	台	4	撤去	非安重	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- *1：地盤については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類し、耐震性を確保する必要のある常設機器を対象とする。なお、耐震重要度分類第1類及び第2類の機器を収納する建物を支持する地盤の評価については、本申請の第3回申請にて申請し認可済みである。
- *2：津波については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類する。事業変更許可申請書において、津波が本施設の敷地に到達しないことを評価済みであるため防護設計は不要である。当該事項について、本申請の第3回申請にて申請し認可済みである。
- *3：当該事象に対し、防護対象機器を収納する建物により防護する（防護対象機器を当該建物に収納する設計とすることを含む）。なお、防護対象を収納する建物の強度評価については、本申請の第3回申請にて申請し認可済みである。
- *4：当該事象に対し、運用による更なるリスク低減措置を講じる（生産運転停止、UF₀の回収措置等）。
- *5：当該事象に対し、建物及び設備のみで防護することが困難であるため、運用による防護対策を実施する（カスケード設備の生産運転停止、カスケード設備からのUF₀の回収措置）。
- *6：当該事象に対し、建物のみで防護することが困難であるため、防護対象機器の設備による防護対策を実施する。
- *7：航空機落下については、事業変更許可申請書において、防護設計要否判断の基準を下回ることを評価済みであるため防護設計は不要である。
- *8：人の不法な侵入等の防止については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類し、申請対象機器が出揃う第5回申請にて申請する。
- *9：UF₀を大気圧以下で取り扱う機器・配管に対し従事者保護を目的に施工するものであり、本号の要求事項に該当するものではないが、カバー又はシートが漏えいの拡大を防止する側面もあることから、本号の要求事項に関連付けて説明する。
- *10：本条の各号の要求事項に直接関連しない事項についても、事業変更許可申請書の閉じ込めの機能に係る設計を踏まえ、説明を実施する。
- *11：内部火災影響評価については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類し、申請対象機器が出揃う第5回申請にて申請する。
- *12：溢水影響評価については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類し、防護対象機器に対する評価等について申請対象機器が出揃う第5回申請にて申請する。
- *13：技術基準規則第19条の要求事項に該当しないが、事業許可基準規則第18条に基づく放射線被ばくの監視及び管理に係る設計を対象とする。
- *14：技術基準規則第19条の要求事項に該当しないが、事業許可基準規則第19条に基づく周辺監視区域境界の放射線監視に係る設計を対象とする。
- *15：技術基準規則第19条の要求事項に係る設計及び事業許可基準規則第19条に基づく周辺監視区域境界の放射線監視（試料分析）に係る設計を対象とする。
- *16：技術基準規則第19条の要求事項に該当しないが、事業許可基準規則第19条に基づく監視機能に係る設計を対象とする。
- *17：直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量評価については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類し、大量のウランを内包する機器を線源機器として設定する。なお、評価結果の詳細については、全ての線源が出揃う第5回申請にて申請する。
- *18：本表は、新規制基準適合に係る設工認申請（第1回申請～第5回申請）全体における申請対象機器について示すものであり、網掛けで示す第5回申請対象機器の記載事項は、第4回申請時点のものである。本表で示す第5回申請対象機器の記載事項は、当該機器の申請時（第5回申請）にてあらためて示すことから、本申請の記載から変更となる場合がある。
- *19：当該事象に対し、防護対象機器を収納する建物により防護する（建物の第1種管理区域の負圧に係る外気取込口にバードスクリーンを設置し、鳥類、昆虫類の進入を防止又は抑制する設計とする。）。当該事項について、本申請の第1回申請及び第3回申請にて申請し認可済みである。
- *20：当該事象に対し、防護対象機器を収納する建物により防護する（建物に避雷設備を設置するとともに、接地系を電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を連接する設計とする。）。当該事項について、本申請の第3回申請にて申請し認可済みである。
- *21：本申請において、当該事象に対し防護設計を行う建物及び設備はないが、化学物質の放出のおそれがある場合には、外部火災によるばい煙に対する措置と同様の措置（送排風機の停止及び送排気系ダンパの閉止）を実施する。
- *22：竜巻、外部火災、火山事象については、当該事象発生時に本施設の生産運転停止等の措置を講じることから、対象外とする。
- *23：本機器は警報機能を有するが、技術基準規則第18条第1項に定める事象を検知して速やかに警報する設備ではないことから、対象外とする。
- *24：本施設において臨界質量以上のウラン又はプルトニウムを取り扱う設備はないことから、対象外とする。

凡例：

変更区分	
既設	既存の建物・構築物又は設備・機器で改造に該当しないもの。
新設	建物・構築物又は設備・機器を新たに設置するもの。
増設	構造及び機能が既存と同一の建物・構築物又は設備・機器の台数を増やすもの。
改造	既存の建物・構築物又は設備・機器の仕様又は構造を変更するもの若しくは仕様又は構造を新たに示すもの。
撤去	建物・構築物又は設備・機器を撤去するもの。

DB区分

安重	技術基準規則第一条第2項第八号の定義に該当するもの。
非安重	安重以外のもの。

耐震設計

「第1類」「第2類」「第3類」	耐震重要度分類のクラスに従うもの。
1G	耐震重要度分類のクラスによらず、1G評価を行うもの。

条項との対応

○	適合性確認を実施するもの。
△	適合性について、既認から変更がないもの。
□	共通的な設計要件に該当するもの。
—	条文要求を受けないもの。
(○)	技術基準規則の要求事項に直接該当しないが、当該要求事項に関連付けて適合性確認を実施するもの。
《○》	事業許可基準規則の要求事項に対する適合性確認を実施するもの。
《△》	事業許可基準規則の要求事項に対する適合性について、既認から変更がないもの。

新型遠心機への更新等に係る申請分

※第十六条～第二十五条への適合については次項に示す。

番号	施設区分	設備区分	系統	機器名称	設置場所	数量	単位	変更区分	DB区分	S A区分	耐震設計	備考	閉じ込めの機能							火災等による損傷の防止							加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設					材料及び構造	
													第十条第一号	第十条第二号	第十条第三号	第十条第四号	第十条第五号	第十条第六号	第十条第七号	第十一条第一項	第十一条第二項	第十一条第三項	第十一条第四項	第十一条第五項	第十一条第六項	第十一条第七項			第十二条	第十三条	第十四条第一項	第十四条第二項	第十四条第三項	第十四条第四項	第十五条第一項
1	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系 (RE:)	遠心分離機 (RE:)	2号カスケード棟	■	機	新設	非安重	-	1G		《○》*9	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○				
2	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系 (RE:)	主要配管 (RE:)	2号カスケード棟	-	式	新設	非安重	-	1G		《○》*9	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○				
3	濃縮施設	カスケード設備	2Aカスケード系 (RE:)	カバー、シート (RE:)	2号カスケード棟	-	式	新設	非安重	-	-		-	(○)*8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
4	濃縮施設	高周波電源設備	2Aカスケード系 (RE:)	■高周波インバータ装置	2号カスケード棟	■	台	新設	非安重	-	第3類		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
5	濃縮施設	高周波電源設備	2Aカスケード系 (RE:)	■高周波インバータ装置	2号カスケード棟	■	台	新設	非安重	-	第3類		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-					
6	濃縮施設	高周波電源設備	2Aカスケード系 (RE:)	遠心機過回転防止機能 ■高周波インバータ装置	-	■	式	新設	非安重	-	第3類	■高周波インバータ装置に係るインターロック 検出器 ■高周波インバータ装置 (番号4)	《○》*9	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-					
7	濃縮施設	高周波電源設備	2Aカスケード系 (RE:)	遠心機過回転防止機能 ■高周波インバータ装置	-	■	式	新設	非安重	-	第3類	■高周波インバータ装置に係るインターロック 検出器 ■高周波インバータ装置 (番号5)	《○》*9	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-					
8	施設共通			-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	□*10	-	-	-	-	-	-	-					

- *1：地盤については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類し、耐震性を確保する必要のある常設機器を対象とする。なお、耐震重要度分類第1類及び第2類の機器を収納する建物を支持する地盤の評価については、「新規制基準への適合に係る申請」の第3回申請にて申請し認可済みである。
- *2：津波については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類する。事業変更許可申請書において、津波が本施設の敷地に到達しないことを評価済みであるため防護設計は不要である。当該事項について、「新規制基準への適合に係る申請」の第3回申請にて申請し認可済みである。
- *3：当該事象に対し、防護対象機器を収納する建物により防護する（防護対象機器を当該建物に収納する設計とすることを含む）。なお、防護対象を収納する建物の強度評価については、「新規制基準への適合に係る申請」の第3回申請にて申請し認可済みである。
- *4：当該事象に対し、運用による更なるリスク低減措置を講じる（生産運転停止、UF₀の回収措置等）。
- *5：当該事象に対し、建物及び設備のみで防護することが困難であるため、運用による防護対策を実施する（カスケード設備の生産運転停止、カスケード設備からのUF₀の回収措置）。
- *6：当該事象に対し、建物のみで防護することが困難であるため、防護対象機器の設備による防護対策を実施する。
- *7：航空機落下については、事業変更許可申請書において、防護設計要否判断の基準を下回ることを評価済みであるため防護設計は不要である。
- *8：UF₀を大気圧以下で取り扱う機器・配管に対し従事者保護を目的に施工するものであり、本号の要求事項に該当するものではないが、カバー又はシートが漏えいの拡大を防止する側面もあることから、本号の要求事項に関連付けて説明する。
- *9：本条の各号の要求事項に直接関連しない事項についても、事業変更許可申請書の閉じ込めの機能に係る設計を踏まえ、説明を実施する。
- *10：基本設計方針に示すとおり、本申請の申請対象設備及びこれらを設置する室は、溢水防護設計及び溢水影響評価の対象外である。
- *11：当該事象に対し、防護対象機器を収納する建物により防護する（建物に避雷設備を設置するとともに、接地系を電位分布の平坦化のために網状接地方式とし、接地系を連接する設計とする。）。当該事項について、「新規制基準への適合に係る申請」の第3回申請にて申請し認可済みである。
- *12：本申請において、当該事象に対し防護設計を行う建物及び設備はないが、化学物質の放出に対しては、外部火災によるばい煙に対する措置と同様の措置（送排風機の停止及び送排気系ダンパの閉止）を実施する。
- *13：直接線及びブスカイシャイン線による工場等周辺の線量評価については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類し、遠心分離機を線源機器として設定する。
- *14：竜巻、外部火災、火山事象については、当該事象発生時に本施設の生産運転停止等の措置を講じることから、対象外とする。

凡例：

変更区分	
既設	既存の建物・構築物又は設備・機器で改造に該当しないもの。
新設	建物・構築物又は設備・機器を新たに設置するもの。
増設	構造及び機能が既存と同一の建物・構築物又は設備・機器の台数を増やすもの。
改造	既存の建物・構築物又は設備・機器の仕様又は構造を変更するもの若しくは仕様又は構造を新たに示すもの。
撤去	建物・構築物又は設備・機器を撤去するもの。

DB区分

安重	技術基準規則第一条第2項第八号の定義に該当するもの。
非安重	安重以外のもの。

耐震設計

「第1類」「第2類」「第3類」	耐震重要度分類のクラスに従うもの。
1G	耐震重要度分類のクラスによらず、1G評価を行うもの。

条項との対応

○	適合性確認を実施するもの。
△	適合性について、既認可から変更がないもの。
□	共通的な設計要件に該当するもの。
—	条文要求を受けないもの。
(○)	技術基準規則の要求事項に直接該当しないが、当該要求事項に関連付けて適合性確認を実施するもの。
《○》	事業許可基準規則の要求事項に対する適合性確認を実施するもの。
《△》	事業許可基準規則の要求事項に対する適合性について、既認可から変更がないもの。